

派遣・期間工などで働く外国人の皆様へ

働き方には派遣・期間工などいろいろな形態がありますが、働き方によらずあなたは我が国の雇用保険などのセーフティネットや労働法令により守られています。このパンフレットは、日本で働く上でこれだけは知っておいていただきたいという最低限の内容をまとめたものです。

このパンフレットの内容については、労働局、ハローワーク、労働基準監督署などにお問い合わせください。

あなたを守るセーフティネット：雇用保険に入っていますか？

雇用保険に加入していれば、万が一の失業の時には失業手当を受け取れます。派遣・請負の方も対象となります。

<雇用保険の加入要件>

- ① 1年以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること
(注) 1回の雇用期間が1か月や2か月であっても、繰り返して同じ事業主に雇用されている場合には、この要件を満たすことがあります。
 - ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ※ あなたがこうした要件に当てはまるとしたら、ハローワークに相談してみましょう。

労災保険、健康保険、厚生年金保険についても、一定の要件を満たせば派遣・請負の方も対象となります。

各保険の詳細な内容・要件や手続等に関しては、最寄りのハローワーク(雇用保険関係)、社会保険事務所(健康保険・厚生年金保険関係)や、労働基準監督署(労災保険関係)へお尋ねください。

日本で働く人は労働基準関係法令で守られています。

(1) 国籍を理由とする差別的取扱いの禁止

使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはなりません。(労働基準法第3条)

※ 派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主も国籍を理由とする差別的取扱いは禁止されています。また、派遣先事業主は、国籍を理由とした派遣契約の解除をしてはなりません。(労働者派遣法第44条・第27条)

(2) 労働条件の明示

使用者は、労働契約を締結するに当たって、賃金、労働時間その他の労働条件を労働者に明示しなければなりません。特に、賃金、労働時間等の事項については、その内容が明らかになる書面(労働条件通知書等)を交付する必要があります。この書面は、外国人労働者が理解できるものとされています。(労働基準法第15条等)

(3) 最低賃金 ※最低賃金の額に関しては、派遣先の地域別最低賃金や産業別最低賃金の額が適用されます。

事業主は、労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金は、都道府県ごとに地域別最低賃金と産業別最低賃金が定められています。(最低賃金法第4条等)

(4) 賃金の支払・強制貯金の禁止

賃金は、通貨で、労働者に対し直接に、全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければなりません。ただし、税金、雇用保険料、健康保険料、労使協定に基づく控除(組合費等)は全額払いの例外となります。また、使用者は、強制的に労働者の賃金を貯金する契約を結ぶことはできません。(労働基準法第24条・第18条)

(5) 金品の返還・旅券等の預かり禁止

労働者が退職する際に、権利者の請求があった場合、使用者は、賃金を7日以内に支払い、当該労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。また、事業主は旅券及び外国人登録証明書を保管しないようにすることとされています。(労働基準法第23条等)

労働基準関係法令については、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

解雇・雇止めの場合のルール

解雇に関する一般的なルールなど

国籍を理由とした解雇は禁止されています

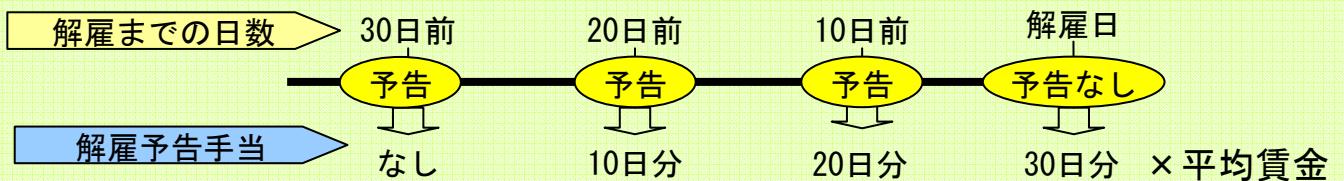
- 労働者の国籍を理由とする解雇は禁止されています。

解雇された場合でも・・・

- 事業主は、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講のあっせん、求人情報の提供といった再就職の援助が求められています。

解雇を行う場合には、労働基準法に基づく解雇予告等を行わなければなりません

- 解雇は少なくとも**30日前までの予告**が必要です。予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じ下図のような**解雇予告手当**を支払う必要があります。
- ※ 2か月以内の雇用契約の労働者などには適用されません。ただし、契約の期間を超えた後も引き続き使用されている等の場合は、適用されることとなります。



- あなたは、解雇の予告後に、**解雇の理由等について証明書**を請求することができ、使用者は速やかに証明書を交付しなければならないこととされています。

雇用期間に定めのない労働者の場合

解雇については労働契約法の規定を守らなければなりません

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、**権利を濫用**したものとされ、無効となります。

雇用期間に定めのある労働者の場合（契約期間を例えば半年や1年と設定している方のことです）

解雇については労働契約法の規定を守らなければなりません

雇用期間に定めのある派遣労働者や期間工などの解雇は、やむを得ない事由がある場合でなければ、**雇用期間途中で解雇することはできません**。雇用期間の定めのない労働者よりも、**解雇の有効性は厳しく判断**されます。

- ※ 解雇が無効とされた場合には、会社は、解雇しようとした後の期間についても賃金の支払い等を行う必要があります。

有期労働契約の雇止めについては、その基準が定められています

- 雇用期間の満了に伴い、雇用契約を更新しない（雇止めをする）場合にも、雇用契約が3回以上更新されている場合や、最初の雇用から1年を超えて継続勤務している場合には、**少なくとも30日前までに予告**をしなければなりません。
- あなたは、雇止めの予告後に、**雇止めの理由について証明書**を請求することができ、使用者は速やかに証明書を交付しなければならないこととされています。
- 裁判例によれば、繰り返し契約を更新していた等の状況に照らし、**雇止めは権利の濫用**として、認められない場合があります。

特に派遣・製造業の請負で働いている場合には・・・

派遣契約が中途解除されても、労働契約は継続します

- 労働契約と派遣契約とは別です。派遣契約が途中で解除されても、あなたを雇用している派遣会社とあなたとの労働契約は続いており、派遣会社は賃金を支払う必要があります。
- 派遣契約が中途解除された場合、あなたを雇用する派遣会社は、派遣先の会社と連携して派遣先の関連会社での就業のあっせんなど新たな職場を確保することが求められています。
- 仮に、次の派遣先がなく休業させた場合、派遣会社は、休業期間中、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払わなければなりません。
- 派遣契約が途中で解除されたからといって、安易に解雇されるものではありません。（解雇に関しては前ページ参照）

製造などの請負契約が中途解除されても、労働契約は継続します

- 労働契約と請負契約とは別です。請負契約が途中で解除されても、あなたを雇用している請負会社とあなたとの労働契約は続いており、請負会社は賃金を支払う必要があります。
- 請負契約の中途解除が発注元の責任による場合、発注元は、発注元から仕事の機会を提供することや、30日前の予告を行うこと、これができない場合には30日以上に賃金に相当する金額の損害賠償が求められています。
- 仮に、次の受注がなく休業させた場合、請負会社は、休業期間中、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払わなければなりません。
- 請負契約が途中で解除されたからといって、安易に解雇されるものではありません。（解雇に関しては前ページ参照）

失業した場合には雇用保険から失業手当を受け取れます

<受給要件>

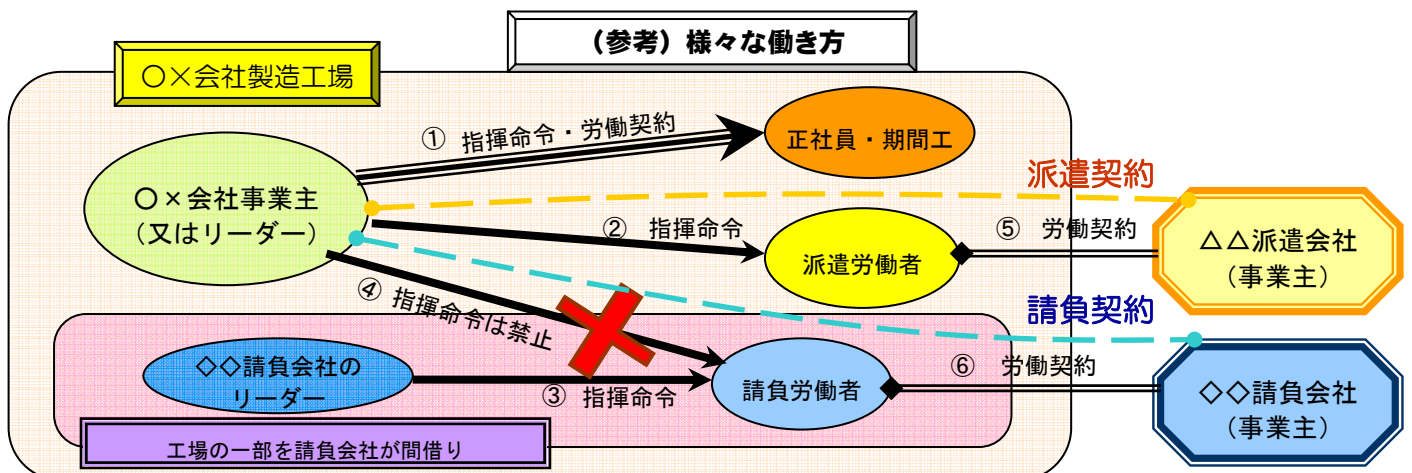
失業した場合であって、次のいずれかの期間加入していた場合には失業給付を受けられます。

- ① 過去2年間のうちに12か月以上加入していたこと
- ② 倒産、解雇の場合には、過去1年間のうちに6か月以上加入していたこと

もし雇用保険加入の手続きをしていなくても・・・

加入要件を満たしているにも関わらず事業主があなたを雇用保険に加入させていなかった場合には、あなたが離職した後であっても、過去に遡って（最大2年間）加入手続きを行い、失業等給付の受給が可能となる場合がありますので、加入要件に当てはまらと思ったら、ハローワークに相談してみましょう。

(参考) 様々な働き方



○ お仕事をお探しのとき、雇用保険やお住まいの相談などについては、ハローワークへ

(通訳を配置している公共職業安定所一覧)

※言語：ポ…ポルトガル語、ス…スペイン語

都道府県	設置所	取扱い曜日・時間	言語	都道府県	設置所	取扱い曜日・時間	言語		
茨城県	水戸所	火、金 10:00~15:00	ポ	岐阜県	岐阜所	火 13:00~17:00	ポ		
	筑西所	水、金 10:30~15:30	ポ・ス		大垣所	月~金 9:00~17:00	ポ		
	土浦所	火、木 10:00~15:00	ポ・ス		多治見所	月~金 9:00~17:00	ポ		
	常総所	水、木 10:00~15:00	ポ		関所	月、金 9:00~17:00	ポ		
	龍ヶ崎所	月、水、金 10:00~15:00	ポ		美濃加茂所	月、水、木、金 9:00~17:00	ポ		
栃木県	宇都宮所	月、水 13:00~17:00	ポ・ス	静岡県	静岡所	金 13:00~17:00	ポ・ス		
	真岡所	火~木 13:00~17:00	ポ・ス		浜松所	月~金 8:30~17:00	ポ・ス		
	小山所	火~木 13:00~17:00	ポ・ス		沼津所	火、木 8:30~16:00	ポ・ス		
群馬県	前橋所	月 11:00~17:00	ポ・ス		清水所	月 13:30~17:00	ポ・ス		
	伊勢崎所	火、木 9:00~15:00	ポ・ス		掛川所	火 13:00~17:00	ポ・ス		
		金 13:00~17:00	ポ・ス	磐田所	金 13:00~17:00	ポ・ス			
	太田所	月、金 9:00~17:00	ポ・ス	富士所	木 8:30~16:30	ポ・ス			
	館林所	火~木 9:00~15:00	ポ・ス	名古屋中	火、水 8:30~17:00	ポ			
埼玉県	川口所	月、火、木 10:00~16:00	ス	愛知県	名古屋南	月~金 9:30~16:30	ポ		
	熊谷所	木 10:00~16:00	ポ		豊橋所	月~金 9:30~16:30	ポ		
	大宮所	火、木 10:00~16:00	ポ・ス		岡崎所	月、水、金 10:00~17:00	ポ		
	川越所	金 10:00~16:00	ポ		半田所	月、水、金 9:30~16:30	ポ		
	浦和所	木 10:00~16:00	ポ		豊田所	火、水 9:00~16:00	ポ		
	春日部所	月 10:00~16:00	ポ		刈谷所	月~金 10:00~17:00	ポ		
	草加所	火 10:00~16:00	ポ		西尾所	月~金 9:30~16:30	ポ		
	越谷所	水 10:00~16:00	ポ		犬山所	月、火、木 9:30~16:30	ポ		
	千葉県	千葉所	水、金 10:30~15:30		ポ	三重県	春日井所	金 10:00~17:00	ポ
		市川所	火 10:30~15:30		ス		四日市所	月、水 9:00~12:00	ポ・ス
木更津所		木 10:00~15:00	ス	津所	火、金 9:00~12:00		ス		
松戸所		金 13:00~17:00	ポ	鈴鹿所	木 13:00~16:00		ポ・ス		
船橋所		火 9:00~13:00	ポ	滋賀県	長浜所		水、金 13:00~16:00	ポ・ス	
成田所		火、木 10:00~15:00	ス		彦根所	月、木 9:00~12:00	ポ		
千葉南所		水、木 10:30~15:30	ス		東近江所	火、水、金 9:00~17:00	ポ		
東京都	新宿所	木 9:00~17:00	ス		甲賀所	月~木 10:00~16:00	ポ・ス		
	神奈川県	横浜所	木 9:00~17:00		ポ	草津所	金 9:00~16:00	ポ・ス	
		川崎所	水、木 9:00~16:00	ポ・ス	梅田所	火、木 13:00~17:00	ポ		
		平塚所	火、金 9:00~16:00	ス	大阪府	堺所	月、火、木、金 13:00~18:00	ポ	
		藤沢所	水、木 9:00~16:00	ス		第2・第4木 13:00~17:00	ポ		
厚木所	火、木 9:00~16:00	ス	第1~第3金 13:00~17:00	ス					
大和所	月~金 9:00~16:00	ポ・ス	兵庫県	神戸所		水、木 10:00~17:00	ポ・ス		
新潟県	新潟所	第2・第4水 13:00~17:00		姫路所		月、水、金 13:00~17:00	ポ・ス		
富山県	高岡所	第1~第4火・木 13:00~17:00		出雲所	火~金 9:00~12:00	ポ			
石川県	小松所	第1~第4火・木 13:00~17:00	ポ	岡山県	岡山所	火、木 13:00~17:00	ポ		
	福井県	福井所	第1~第4火 13:00~17:00		倉敷所	木 13:00~17:00	ポ		
	武生所	第1~第4木 13:00~17:00	ポ		総社出張所	水、金 13:00~17:00	ポ		
山梨県	甲府所	第1~第4火・木 10:30~17:00	ポ	笠岡所	木 13:00~17:00	ポ			
	長野県	長野所	月、木 9:00~13:00	ポ・ス	広島県	広島所	月、水、金 9:00~17:00	ポ・ス	
長本所		金 13:00~17:00	ポ	福山所		火、木 9:00~17:00	ポ		
上田所		水、金 9:00~16:00	ポ・ス	静岡県		労働局	月、水、木、金 10:00~16:00	ポ	
伊那所		火 9:00~17:00	ポ		浜松署	水、木 10:00~16:00	ス		
諏訪所	火 9:00~17:00	ポ	磐田署	月~金 10:00~16:00	ポ				

○ 賃金の不払や、解雇に関する相談などについては、労働局、労働基準監督署の外国人労働者相談コーナーへ

(外国人労働者相談コーナー一覧)

※言語：ポ…ポルトガル語、ス…スペイン語

都道府県	設置所	取扱い曜日・時間	言語	都道府県	設置所	取扱い曜日・時間	言語
茨城県	労働局	火、金 9:00~17:00	ポ・ス	静岡県	労働局	月、水、木、金 10:00~16:00	ポ
栃木県	労働局	月、第1・第3木 8:45~16:30	ポ		浜松署	水、木 10:00~16:00	ス
	大田原署	第2・第4木 8:45~16:30	ポ	愛知県	労働局	月~金 10:00~16:00	ポ
群馬県	太田署	水、金 8:30~16:30	ポ		東近江署	月、木 10:00~16:00	ポ
神奈川県	労働局	火、木 9:00~17:00	ポ	三重県	労働局	月~木 10:00~16:00	ポ
富山県	高岡署	火、木 9:00~17:00	ポ		労働局	火、水、金 10:00~16:00	ポ・ス
福井県	労働局	火、木 9:30~17:15	ポ	滋賀県	東近江署	火、木 9:00~17:00	ポ・ス
山梨県	甲府署	水、金 9:00~16:00	ポ・ス	大阪府	労働局	水、木 9:00~17:00	ポ
長野県	労働局	月、水 9:00~16:15	ポ		岡山県	労働局	第1~第4月 9:30~16:00
	労働局	月、水 9:00~16:15	ポ	広島県	労働局	水、金 9:00~17:00	ポ・ス
岐阜県	労働局	火、水、木 9:00~16:00	ポ・ス		労働局	水、金 9:00~17:00	ポ・ス

※ このほか各都道府県労働局には、
 ① 不当な解雇や雇止めを始めとした労働問題に関するあらゆる分野について相談に応じる「総合労働相談コーナー」(労働基準監督署にも設置)
 ② 労働者派遣に関する相談に対応する「需給調整事業担当部署」が設置されています。